

令和4年12月2日招集の定例県議会
における追加議案の知事提案説明要旨

ただいま、御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

職員の給与改定につきましては、去る10月20日に、議長及び私に対しまして、県人事委員会から勧告がございました。

勧告の主な内容は、民間給与との較差を解消するため、給料表の水準を引き上げること、勤勉手当の年間支給割合を0.1月分引き上げることなどございました。

この勧告の取扱いにつきましては、職員の労働基本権が制約されていることの代償措置という制度の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行ってまいりました。

その結果、第169号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び第170号議案「学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を今回提案することとし、人事委員会の勧告に基づき、職員の給与の改定を行うものでございます。

また、第168号議案「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」は、一般職の勤勉手当の引上げや国の動向などを総合的に勘案し、特別職の期末手当の年間支給割合を0.05月分引き上げるものでございます。

なお、今回の給与改定に伴う所要額につきましては、既定予算の範囲内で対応可能なことから、予算の補正は見送らせていただきたいと思います。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。